



2024年5月14日

各 位

会 社 名 シキボウ株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 尻家 正博
(コード番号 3109 東証プライム)
問合せ先 執行役員
コーポレート部門長 伊丹 秀典
(TEL 06-6268-5421)

役員向け株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年度より導入しております当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）及び委任契約をしている執行役員を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の一部改定に関する議案（以下、「本議案」といいます。）を2024年6月27日開催予定の第211期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の一部改定について

本制度については、2016年6月29日開催の当社第203期定時株主総会及び、2021年6月29日開催の当社第208期定時株主総会において制度導入及び制度継続のご承認をいただいております。今回、本制度の対象者に高度な専門的知識・経験を有する理事を加え、対象者の報酬と株主価値との連動性を更に高めることで、対象者に対して当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブを働かせることを目的とし、さらに、業務執行を監督する立場にある社外取締役を含む非業務執行取締役に対しても、業績に連動しない株式報酬を付与することで、株主の皆様との価値共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すことを目的として、株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、本制度を一部改定することを決議し、本議案を本総会に付議することといたしました。

なお、従前の本制度の内容につきましては、2016年4月28日付「株式報酬制度の導入に関するお知らせ」、及び2021年5月31日付「役員向け株式報酬制度の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 本制度の改定内容

本制度は、本総会において承認を得ることを条件として、従前の本制度から以下の点を改定します。

(本制度の主な改定事項)

項目	改定前	改定後
名称	役員向け株式給付信託	役員向け株式給付信託 (R S 交付型)
対象者	当社の取締役 (監査等委員である取締役を除きます。)、委任契約をしている執行役員	<u>国内非居住者を除く当社の取締役、執行役員及び理事 (以下、「取締役等」といい、断りのない限り同様とします。)</u>
当社株式の交付	原則として、取締役等が退任し、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を給付します。	原則として、 <u>毎年一定の時期に、譲渡制限契約を締結の上、付与されたポイントの数に応じた当社株式を交付 (譲渡制限の解除時期は取締役等の退任 (辞任あるいは死亡による退任含む。以下同じ。)</u> 時)。なお、 <u>改定前の本制度に基づき付与されたポイントについては、本総会決議後速やかに譲渡制限契約を締結の上、交付するものとします。</u>
当社が拠出する金員の上限	対象期間 (後記 3. (3)をいいます) に対応する本制度に基づく、取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、 <u>1億円</u> を上限として追加拠出を行うこととします。また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに <u>1億円</u> を上限として追加拠出を行うこととします。	対象期間 (後記 3. (3)をいいます) に対応する本制度に基づく、取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、 <u>2億円</u> を上限として追加拠出を行うこととします。また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに <u>2億円</u> を上限 (<u>監査等委員である取締役以外の取締役、監査等委員である取締役、執行役員及び理事ごとに上限額を定めるものとする。)</u> として追加拠出を行うこととします。

3. 改定後の本制度の概要等

改定後の本制度は以下のとおりです。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が本信託に対して金銭 (その上限は下記 (6) のとおりです。) を拠出し、本信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、本信託を通じて当社が定める役員報酬に係る役員株式給付規程 (以下、「役員株式給付規程」といいます。) に基づく役位等に応じ取締役等に当社株式を交付するインセンティブ制度です。

なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、交付前に当社と取締役等との間で譲渡制限契約を締結の上、取締役等の退任時までの譲渡制限を付すこととします（詳細については下記(9)及び下記4.のとおりとします。）。

(2) 本制度の対象者

取締役等を対象とします。

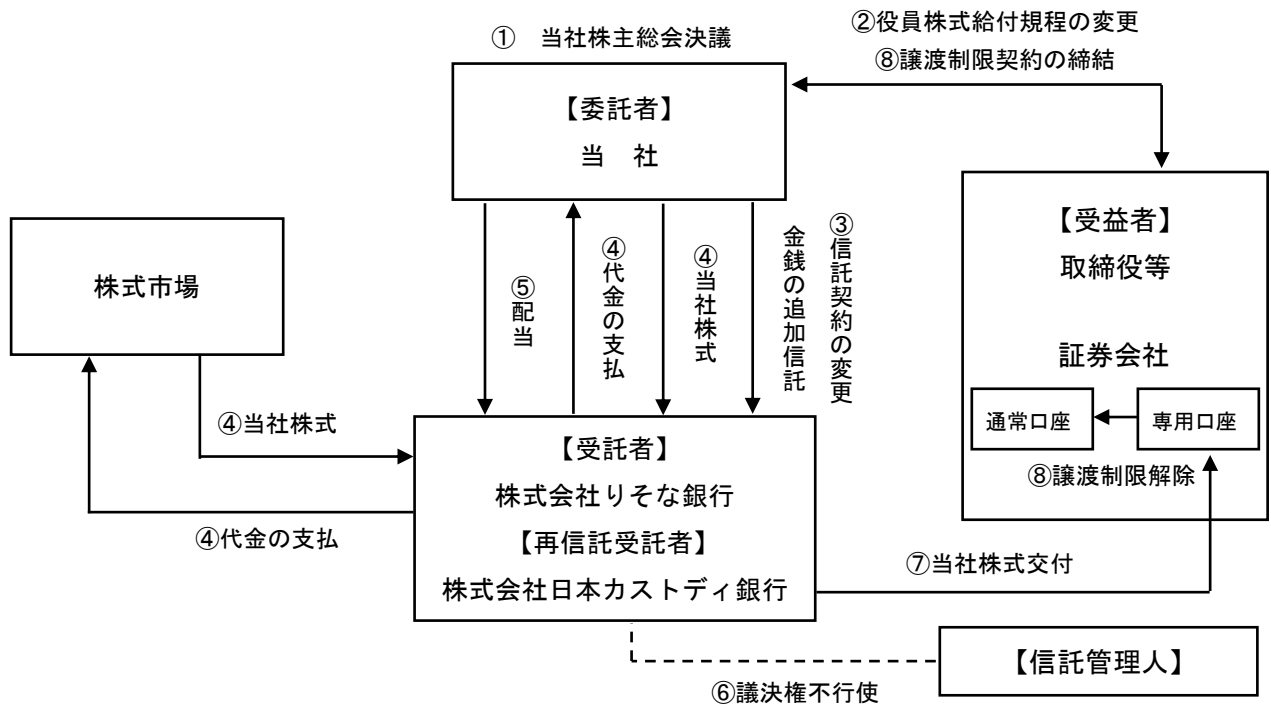
(3) 本制度の改定後の対象期間

2025年3月末日で終了する事業年度から2029年3月末日で終了する事業年度及び当該期間経過後に開始する5事業年度毎の期間（以下、それぞれの期間を「対象期間」といいます。）を対象とします。

(4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営しております。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は本総会において本制度の一部改定に関して承認決議を得ます。
- ② 当社は本総会において承認を受けた範囲内において、役員株式給付規程を変更します。
- ③ 当社は、既存の本信託契約を変更し、必要に応じて、本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加信託します。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、上記②の役員株式給付規程の定めにより、本制度の対象者である取締役等の役位に応じて、取締役等にポイントが付与されます。毎年一定の時期に、役員株式給付規程に定める一定の受益者要件（下記⑧の譲渡制限契約の締結も含む。）を満たした取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を交付し、証券会社に開設した専用口座で管理します。
- ⑧ 交付される当社株式については、原則、当社と取締役等との間で、交付日から取締役等の退任日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。当社は、取締役等の退任時に、交付した当社株式の譲渡制限を解除します（譲渡制限が解除されなかった当社株式については、当社が無償で取得します。）。

(5) 信託期間

2016年8月8日から2029年7月末日までとします。

当社は、延長後の本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり、以後も同様とします。

また、信託期間の満了時に信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われません。ただし、当該時点で受益者要件を満たす可能性のある取締役等が存在している場合には、当該取締役等が退任し、当社株式の給付が完了するまで、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(6) 当社が拠出する金員の上限及び株数の上限

当社は、本総会において承認を得ることを条件として、当社は、本対象期間に対応する本制度に基づく取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、2億円を上限として追加拠出を行うこととします。また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに2億円を上限として追加拠出を行うこととします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、各対象期間の開始直前日において、本信託の信託財産として残存する当社株式（直前までの各対象期間において当社取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、あわせて「対象期間開始直前日残存株式等」といいます。）があるときは、当該対象期間開始直前日残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本総会の承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

なお、対象期間ごとに本信託が取得する当社株式数の上限は、12万株（ただし、当社株式について株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行った数）とします。

(7) 信託による当社株式の取得方法及び取得時期

本信託による当社株式の取得は、上記(6)の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で、取引市場又は当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

(8) 本制度対象者へ給付される当社株式数の算出方法

取締役等には、各対象期間中に、役員株式給付規程に基づく役位に応じてポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます。ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。

(9) 本制度対象者への当社株式給付時期

原則として、毎年一定の時期に、譲渡制限契約を締結の上、付与されたポイントの数に応じた当社株式を交付（譲渡制限の解除時期は取締役等の退任時）します。

ただし、毎事業年度終了後に取締役等が退任する場合や、毎事業年度終了後、株式交付までに退任を予定している場合等については、譲渡制限契約の締結を受益者要件に含めないこととし、受益者確定手続きを行うことにより、付与ポイント数に応じた当社株式を交付します。

また、改定前の本制度に基づき付与されたポイントについては、本総会決議後速やかに譲渡制限契約を締結の上、交付するものとします。

(10) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、信託の経営からの独立性を確保するため、一律不行使といたします。

(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることとなります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて按分して給付する、又は公益法人等に寄付することを予定しています。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託は、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却する、又は公益法人に寄付することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて按分して給付する、又は公益法人等に寄付することを予定しています。

4. 取締役等に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

取締役等が在任中に当社株式の交付を受ける場合は、当社株式の交付に先立ち、当社と取締役等との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

ただし、株式交付時において、役員株式給付規程に定める一定要件を満たす場合においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を交付することがあります（詳細は、上記の3. (9) をご

参照ください。)

(譲渡制限契約の概要)

- ① 取締役等は、本制度により交付を受けた当社株式につき、その交付を受けた日から取締役等の退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、第三者への譲渡、担保権の設定その他の一切の処分をしてはならないこと
- ② 譲渡制限期間中、取締役等が任期満了その他の正当な事由により退任した場合には、当該退任時点において取締役等が保有する当該株式について当該退任の直後の時点で譲渡制限を解除すること
- ③ 一定の事由が生じた場合（取締役等が解任された場合又は在任中に一定の非違行為があったと当社が認めた場合や、取締役等が退任後に一定の非違行為があったことが判明した場合等）には当社が当該株式を無償で取得又は返還請求すること
- ④ 譲渡制限期間中、当社が消滅会社となる合併契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会又は取締役会で承認された場合には、当社の取締役会決議により、当該承認の日の前営業日の直前時をもって、取締役等が保有する当該株式の譲渡制限を解除することがあること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、取締役等が証券会社に開設した専用口座で管理されます。また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

【本信託の概要】

- ① 名称 : 役員向け株式給付信託(R S 交付型)
- ② 委託者 : 当社
- ③ 受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- ④ 受益者 : 取締役等のうち、受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- ⑥ 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日 : 2016年8月8日
- ⑧ 当初金銭を信託した日 : 2016年8月8日
- ⑨ 信託の期間 : 2016年8月8日 から 2029年7月末日
(信託期間終了後も本制度が継続する限り、本信託は延長するものとします。)

以上